

# 中之条労働基準監督署からのお知らせ（令和7年12月号）

## 1. 有所見者に対する医師からの意見聴取

『吾妻地域産業保健センター』に健康診断結果に基づく医師からの意見聴取の利用申込みを失念している事業場はいませんか？

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務となっています。『吾妻地域産業保健センター』では、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、保健師等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

## 2. 労働安全衛生規則第48条に基づく歯科医師による健康診断について

労働安全衛生規則第48条に基づく歯科医師による健康診断についてご存じですか？（以下、「歯科医師による健診」という。）

労働安全衛生法施行令第22条第3項の業務（塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務）に常時従事する労働者に対して、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についての後6ヶ月以内ごとに1回、定期に歯科医師による健康診断を行わなければならないとされています。

歯科医師による健康診断については、令和5年4月1日から施行された作業環境管理やばく露防止措置等が適切に実施されている場合における特殊健康診断の実施頻度の緩和（特定化学物質障害予防規則第39条第4項、有機溶剤中毒予防規則第29条第6項、鉛中毒予防規則第53条第4項及び四アルキル鉛中毒予防規則第22条第4項関係）と異なり、いずれの場合においても6ヶ月以内ごとに1回の歯科医師による健康診断は省略できないものですのでご留意ください。

## 3. 職場のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックの実施体制整備は進んでいますか？ストレスチェックは労働者数50人以上の事業場に義務付けられているところ、これを全ての事業場（50人未満の事業場を含む）に義務化とする改正法令が令和7年5月14日に公布されました。施行期日は、50人未満の事業場の負担等に配慮して、施行までの十分な準備期間を確保するため、公布後3年以内に政令で定める日とされています。ストレスチェック制度の体制整備のご対応をお願いします。

吾妻地域産業保健センターの利用申込書	吾妻地域産業保健センターHP： <a href="https://agatsuma.gunma.med.or.jp/occupational-health-center.html">https://agatsuma.gunma.med.or.jp/occupational-health-center.html</a>	
歯科医師による健診を実施しました	群馬労働局 HP： <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/newpage_00804.html">https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/newpage_00804.html</a> 詳細は <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000760808.pdf">こちらをクリック</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000760808.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000760808.pdf</a>	

労務関係・安全衛生関係の質問・相談は、お気軽に下記連絡先まで御連絡・御相談ください。

中之条労働基準監督署 0279-75-3034

所在地 吾妻郡中之条町大字中之条町 664-1